

令和3年第8回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年8月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

9番 西村 功

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

〆

議事録署名人 7 番 (森)

議事録署名人 8 番 (赤羽)

午後3時00分 開会

局長

(野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年第8回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

昨年7月は雨ばかり降ってしまっていて、今年の7月は天気がよかったんで今年はいいのかなと思いましたが、8月の半ば、お盆過ぎまで雨が降りまして、農作業、また農作物のほうにいろんな影響が出てきております。

特にソバに関しましては、芽が出たところに水がついてしまって、かなり被害が出ているかなというような感じをしております。

その他の作物については何とも言えませんけれども、また影響が出てくるのではないかなというふうに感じております。

また、御存じのようにコロナのほうはなかなか終息しませんで、一層感染が広がったりして、長野県のほうも医療緊急事態宣言等が出されまして、なかなか終息が見えない状況です。

お盆や暑さの疲れや、またコロナでの制約等もある中でお集まりいただきまして、ありがとうございます。

そんな中でありますので、短時間でまた審議のほうも進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほうをお願いいたします。

以上です。

局長

(野村 隆二君)

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を13番 木下豊委員、よろしくをお願いいたします。

13番

(木下 豊君)

それでは、一言ということで、何をしゃべっていいかよく分からなかったんですが、お手元にある「日本の食料自給率は、」っていう8月の「る～らる」の後ろ表紙から2番目のページに載っておる資料でございますけれども、皆さん御承知のこととは思いますが、復習というようなことでちょっとお話をさせていただければと思ってコピーをしてまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

食糧安全保障ということで国のほうでは食料自給率を45%というようなことを目標に進んでおるといことですが、実際には38%ということだそうです。

その下の表を見ていただくと、世界的には日本が 38%で一番低いということで、カナダにおいては 264%というようなことで、非常に厳しい食糧安全保障ということになると思います。

この間、記憶に新しい——今はみんなマスクが行き渡っておりますけれども、コロナでマスクが不足したということの中で、みんな海外に製造を依存し、そして海外から輸入して使っているということの中で、マスクが間に合わなかったということでもあります。

もしこれがマスクじゃなくて食料品ということであつたら非常に大変なことになるということで、そんなことをもう一度私たちは農業委員の立場で考えればいいのかあということでございます。

日本の食料については約 6 割を輸入に頼っているということでもあります。

世界の人口もどんどん増えてきていて、近い将来には世界的な食糧不足ということが危惧されるということでもあります。

そんな中で、このような有事といいますか事態が発生しますと、外国でも自分のところの国が大事ということで、自分のおなか大事なので日本にいろんな物が来なくなるということが今回のことで分かったのかなあということでもあります。

そんなことで、食料自給率を高めるということの中で、「^{こくしょうこくさん}国消国産」ということで、日本で食べるものについては日本で作って日本で消費するということが食料自給率を 45%に上げる手段なのかなあということでございます。

時間の関係もありますんで、また後ほどお目通しをいただければと、そんなふうに思います。

コロナの関係で、テレワークとか、そういったことで都会におられる若い人たちの気持ちが少し地方に向いてきているという状況だそうです。そういった若い人たちが田舎に来られて農業を行える状況になれば必然的に自給率も 45%をクリアできるんじゃないかということで、甘い予測かもしれませんが、そんな状況でございます。

そんな中で、私たち農業委員の責務でございます農地を守るという部分に何か参考になればいいのかなあという思いでお話をさせていただきました。

甚だ簡単でありますけれども、一言ということにさせていただきたいと思えます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより令和3年8月1日付、告示第8号をもって招集した令和3年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において7番 森武雄委員、8番 赤羽明人委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で示した場所になります。

町4区、 の南東3筆、計484㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、貸し倉庫。

変更理由でございますが、当初計画は貸し倉庫を設置する予定であったが、事業計画者の体調不良により貸し倉庫の設置を断念した、承継計画は借家住まいである承継者が住宅の新築を計画したため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (堀 敏君)

現地は、ここに説明してございますように の前の道を挟んで南にございます。

当初の貸し倉庫という件ですが、私、農業委員4年目ですけど、私のときに

貸し倉庫に転用するという案件はございませんでしたので、多分その前にこの案件が承認されていたんだと思います。

今回は、体調不良で事業を行うことができないということで、新しく住宅として売却をしたいと、こういう案件で、特に問題はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 42 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

中沢区本曾倉、XXXXXXXXXXの南 2 筆、計 100 m²になります。

地図上の申請地北側のXXXXXXさんと表示されている住宅が現在は今回の申請者の御自宅となっております。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

価格の欄が空欄となっておりますが、宅地等を含めた一体的な売買のため農地部分のみの価格を出すことが困難であるとの申出があったため、価格の欄は空欄とさせていただいております。

理由でございますが、譲受人は移住に伴い取得した住宅に隣接する農地で作物を耕作するため取得したい、譲渡人は、相続した農地であり、市外に居住していることから管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでござい

ます。

こちらの農地につきましては、以前、空き家住宅に附随する農地に係る別段面積 1a 以上の許可を得ている農地であることから面積要件は満たしており、許可基準につきましては法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

7 番 (森 武雄君)

8 月 9 日に北澤委員さんと現地確認をいたしました。

備考に書かれてあるとおりでございます。

譲渡人については、現在、XXXXXXXXXXにお嫁に行きまして農地を耕作することができないということであって、譲りたいということです。

また、譲受人については、県外に今は在住ですけれども、駒ヶ根市に移住するに当たり住宅に隣接する農地を使って家庭菜園をやりたいということがあります。

譲受人はこの地に定住して今後も住み続けるということを電話で御本人に確認しておりますので、この案件につきましては妥当であると判断をいたします。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 43 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

議案書 5 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 3 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 353 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は相続した当地を以前より住宅敷地として使用していたが、過去に農地法の手続を取っていないことが判明したため、手続を取り引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの右側を御覧ください。

4-2 で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 677 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、貸し駐車場。

理由でございますが、申請人は申請地周辺において駐車場の需要があることから申請地を貸し駐車場用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 7 日に農振除外が認可となっておりまして、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 3 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。

4-3 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXX の東 11 筆、計 2,166 m²になります。

「山林」とお示しさせていただいた斜線部分は申請者が既に所有する山林となっております。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、山林。

理由でございますが、申請人は自身が所有する山林と一体的に管理し災害を防ぐ土地づくりを行うため山林として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外と

して施設拡張で見えております。

以上3件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

25番 (米山 茂寿君)

1番の中割の■■■■でございますが、前回、お孫さんが住宅を建てるということで申請が出ていたわけですが、今回、その住宅に向かう道路のほうもまだ手続がされていないということで申請が出たわけですが、特に問題等はありません。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番ですけれども、地図を見ていただくと分かるように■■■■の横の道を挟んだ南の土地になります。

見てお分かりのとおり住宅と■■■■の間にある農地でありまして、この土地を駐車場に変更しましても他の農地に影響することはないと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

6番 (田村 晴男君)

3番でございますが、中沢の■■■■地籍でございます。

本人さんは■■■■のほうにもう転居しておられまして、なかなか通えず、こちらで田畑を耕作することは難しいということなのですが、備考欄にありますように災害を防ぐために土地づくりを行うということで植林などを計画されておりまして、隣接するところは自分の山林であり、どこにも一切迷惑はかからないということと、一生懸命山林で管理していこうという気持ちが伝わってきておりますので、問題ないということで確認をいたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10番 (春日 知也君)

2番の貸し駐車場の新設の許可基準が非代替性というところを伺いたしたいと思います。

第2種の土地なので、本当は第3種の土地でやってほしいけれども、どうしてもそこがないから2種でということでの形で、しょうがないかなあということでの非代替性の判断だとは思っています。

今回の土地は私も会長と一緒に確認しましたので、周辺農地への影響はないという判断は同じなんです。

ただ、許可基準の非代替性っていうのは、こういうように私は新しいビジネスをやりたいからこの土地を貸すだけ貸してよっていうような使い方に適用することが適切なのかっていうのがちょっと疑問に思ったもんですから、どういう基準での判断なのか伺います。

主 査 (出口 大悟君)

農振除外の申請の段階で非代替性の基準を満たすのかどうかというところも判断します。

今回については、今回の申請地以外にも駒ヶ根市内にて複数箇所候補地を検討していただいて、その他の土地については立地的な条件ですとか営農状況等から貸し駐車場には適さないという判断で今回の申請地になったということで、複数の候補地から選定した上での申請でしたので非代替性とみなすという判断でした。

10番 (春日 知也君)

ありがとうございます。

ただ、そこで次に疑問なのは、そうすると、これは持ち主の申請人の人が貸し駐車場業を営もうとして駒ヶ根市内に方々の場所を探したんですか、それとも実際は近くにいる貸し駐車場を主に使いたいと言っている人が方々の地主さんに打診した結果この土地が適切だったということですか、どっちの流れなんですか。

主 査 (出口 大悟君)

所有者の方はこの地域に駐車場の需要があるということでしたので、土地の選定はこの近辺になります。この近辺で貸し駐車場にできそうな土地を選定した結果ここに至ったというところですよ。

10番 (春日 知也君)

この方は御自分の土地の転用だという理解でよろしいですか。

主 査 (出口 大悟君)

はい。そうです。

10番 (春日 知也君)

御自分の土地を含めて方々でやろうとしたんだけど、自分の土地でやることにしましたという流れですか。

主 査 (出口 大悟君)

そうですね。

10番 (春日 知也君)

ありがとうございます。

またちょっと私も勉強します。

こういう問題についてはまだ整理できていないもんですから、分かりました。

- 3 番 (堀 敏君)
今の2番の案件なんですけど、貸し駐車場を22台、結構広いですよ。
私も■■■■にはよく行くんで場所的には大体分かるんですけど、■■■■の■■■■はかなり広い駐車場です。
果たしてこれはそんなに需要がある場所というか、例えばどこかの会社に貸して社員の駐車場にするとか、何か目安があるんですかね。
22台ということで、これはもう商売になっちゃうと思うんですが、どんなもんですか。
- 主 査 (出口 大悟君)
現時点でお伺いしているのは、■■■■の駐車場が不足しているの
で職員の駐車場として借りたいということでお話を伺っています。
- 3 番 (堀 敏君)
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第44号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第44号 農地法第4条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書8ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計7件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。
5-1で表示した場所になります。
中割区、■■■■の西2筆、計520㎡になります、
8ページにお戻りください。
申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は建売住宅の販売を計画したため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年7月2日に農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして2番となりますが、場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町2区、■■■■の東1筆345㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

地図上の申請地西側に■■■さんと住宅の表示がありますが、こちらが事業計画者の御自宅であり、敷地を拡張する計画となっております。

理由でございますが、譲受人は自宅の隣接地において自家用の駐車場及び家庭菜園として使用するため当地を取得したい、譲渡人は相続した農地であり耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

町2区、■■■■の北1筆23㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

地図上では申請地東側の■■■さんと表示のある住宅が事業計画者の御自宅となり、敷地を拡張する計画であります。

理由でございますが、譲受人は家庭菜園として使用するため当地を取得したい、譲渡人は自宅から遠く耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年7月2日に農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の南東3筆、計484㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の建築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は体調不良により耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては12ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の東4筆、計1,200㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、譲受人は集合住宅を建築し賃貸住宅として運営を行うため当地を取得したい、譲渡人は自身で耕作を行うことが困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては12ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の南西3筆、計1万1,679㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、砂利採取のための一時的な転用となります。期間は1年6か月となっております。

理由でございますが、借受人は砂利を採取するため当地を借り受けたい、貸付人は事業計画者に協力するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものとなっております。

9ページを御覧ください。

続きまして7番となりますが、場所につきましては13ページ左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

中沢区、[]の南1筆63㎡になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は移住に伴い取得した住宅の敷地として一体的に使用するため当地を取得したい、譲渡人は、相続した農地であり、市外に居住しており管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上7件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

26番 (米山 茂寿君)

1番ですが、中割の[]ということで、当初、[]さんの子どもが住宅を建てるということでありましたが、[]のほうで建売にするということになりました。

建てる場所の南側にまだ農地がありまして、初めは子どものところから農機具等の出入りをすることになっておりましたが、[]のほうになりまして、その辺をまだ確認しておりませんので、これから確認をいたしまして農機具等が入っていけるようにしたいと思います。

あとは問題ないと思います。

以上です。

11番 (代田 和美君)

2番です。

ここはもともと遊休農地になっておった場所です。この一部をすぐ横の[]さんが駐車場と家庭菜園に使うということなので、特別問題ないと思います。

それから、3番ですが、僅かな土地なんですけど、これは[]さんのお宅の裏にある土地です。横には川があって、そこへ直接行ってしまうようなことはできないような場所です。[]さんがここを畑にするってことなので問題ないと思います。

3番 (堀 敏君)

4番です。

8月の10日に現地確認をいたしました。

先ほど議案第42号で説明しましたように、場所は[]の前の道を挟んで南側ということです。

現地は宅地化が非常に進んでおりまして、農地としてどうしても守っていかなくてはいかんという理由もないと思いますので、今回は問題ないと思います。

それから、5番は、地図をちょっと見ていただくととても分かりやすいですが、「転用許可済」っていうのが、これは3階建てのアパートが2棟建たります。黒塗りの部分は2階建てのアパートが1棟ということです。アパートが合計で3棟建たるということで、ここは宅地化が進んでいる中での申請ですので、特に問題がないというふうに思います。

以上です。

12番 (宮下 修君)

6番です。

地図を見ていただくと分かるように[]の斜め西側でございます。

砂利を取るということで一時転用ですので、それは問題ないんですが、ちょっと駒ヶ根土地改良区のほうから注文がついておりまして、大型ダンプが[]に架かる橋を渡ったり[]を走ったりするというので、ちょっと問題があるかなあということで、意見書のほうにそういう問題が書かれているかどうか分かりませんが、そんな話は聞いております。

砂利を取ることは何ら問題ないと思います。

以上です。

7番 (森 武雄君)

7番ですけれども、先ほど3ページの第3条の規定による許可申請のところで認可された案件の関連案件です。

13ページの地図を見ていただくと分かるんですけれども、住宅のすぐ上ということで、先ほどはすぐ下の土地でありましたけれども、この案件では上の土地を住宅の敷地として一体的に使用したいということでありますので、問題ないということで判断をいたしました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (吉瀬 久司君)

4番の案件なんですけど、今回申請した場所と転用済みの間に田んぼが残っているっていうことになるわけですよ。5-4を見ると1筆になっているんで

すが、既に分筆されておるという解釈でいいんですか。

3 番 (堀 敏君)

12 ページの地図を見ていただいて、黒塗りの部分、ここは、今、稲穂がしっかりと垂れております。

■■■■の施工は12月に始めるという話を聞いております。

それから、「転用許可済」の左側なんですけど、ここは、今はもう草地になっています。何も作っていません。

16番 (吉瀬 久司君)

現状、これは1筆に見えるところなんですか。

今回の申請を見たらかぎ型になっていますよね。

3 番 (堀 敏君)

これは多分駐車場への出入口です。

実は、このかぎ型の上側っていうか、道路側、今回は申請が来ていませんけど、ここも実は転用案件が出ているんです。

道から奥へ入るには通路が必要なんで、それで多分ここを申請したんだと思います。

16番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

10番 (春日 知也君)

1番の案件なんですけれども、10ページの5-1の地図を見ますと黒塗りのところの右側が転用許可済みになっていて、今の黒いところが真四角で分筆されちゃっているわけです。

そうすると、この2つの土地の南側、■■■■さんのお宅との間のところは農地ということよろしいんですか。

25番 (米山 茂寿君)

はい。

10番 (春日 知也君)

そうすると、先ほどおっしゃられたようにここを通ることが担保されないと農業をできないので、許可となる前提が満たされていないと思うんですけれども、ここの農地についてはほかのルートから入ることができたり、あるいは水を取ったりすることはできるのでしょうか。

25番 (米山 茂寿君)

水を取ることはちょっと無理かなと思いますので畑になるかと思いますが、畑にしても農機具等が入るために黒塗りの部分のところを通路として通れる

か、そこら辺を確認したいということをお話ししたわけです。

10番 (春日 知也君)

今申し上げたのは、今回は出ていませんけど、 地区でもやはり道路際のところで分筆してしまって全く進入路がない形での相談を受けたものだから、それはちょっと無理ですよと言って一度引き取っていただいたんです。分筆してそうするという話で、事務局とも相談してそういう結果になったわけです。

同じように考えると、水も取れないし農機具も入れないというような分筆のされ方をするような案件っていうものについては営農上の問題が大きいので、それが確実に解決される、分筆とかして大丈夫ですよとなったときに委員会としては公に認められるんじゃないかと思うんです。

こうなりますよという約束レベルでは、そうなるかどうか不確定なので、今はまだ判断しないほうがいいのではないかと思います。

25番 (米山 茂寿君)

ですから、最初に言ったように最初は さんの娘さんが家を建てるということで、ここへ機械が通れる範囲の場所を作るっていう計画だったんです。

今はもう で買い上げて建売で売るっていうことになったので、機械の関係はちょっと聞いていなかったの、そこら辺をちょっと念押ししておこうかなということで発言させてもらいました。

主 査 (出口 大悟君)

補足説明です。

今回、この南側の農地なんですけれど、今、農振除外の途中でして、これも転用の予定があります。

ただ、その手続が完了するまでは農地として管理するので、今回の転用の申請地のうち という筆は、あえて分筆して奥の農地への進入路として確保する、宅地として整備はするんですけど の部分については奥の農地への管理道として使うために分筆したようですので、奥の農地への進入路は確保できているというところで事務局では理解させていただいております。

今、農振除外の審議中ですので、その手続が完了するまではその通路を通して管理していただいて、除外が完了すれば農地転用に進んでいただくというような予定で事業計画者からは聞いております。

10番 (春日 知也君)

通路が確保されたということは理解しました。ありがとうございます。

まさに転用転用を繰り返す、農地が宅地となっていく事例がまた出てきたなあという感じの印象は強いです。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これは事務局に伺うんですけれども、■■■■と■■■■は黒塗りのところで、これを全て今回の農地転用で承認されたということです。
それで、■■■■については、転用はされているけれども奥の農地を管理するために農機具等の通り道になると、そういうことでよろしいですか。
- 主 査 (出口 大悟君)
奥への農地の進入路としてあえて分筆して、共用で使うというところで確保してあるということで■■■■からは聞いています。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
今のように農業用の通路については確保されているということです。
その奥もまた転用の申請が出るということで、だんだんと農地が少なくなっていくんですけど、それは今後の問題としまして、今回はそういう状況ですので御理解ください。
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 45 号について原案どおり可決することに御異議ございませぬか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 46 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (小林かおる君)
議案書 14 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）の御説明をし、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積
計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 3 年 7 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 4, 217 m²、10 年が田 7, 076 m²、合計で 1 万 1, 293 m²でございます。
貸手が 5、借手が長野県農業開発公社のため 1 となります。
利用権設定をする各筆の明細は 15 ページを御覧ください。
5 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 6 筆を貸し付けるというこ

とになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、16 ページにあります農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 46 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 46 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 3 年第 8 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 4 9 分 閉会